## 刑 事 法

## ・解答上の注意

- 1. 問題文は3枚、解答用紙は2枚(各間について1枚)、下書き用紙は1枚です。
- 2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
- 3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1:1です。
- 4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
- 5. 解答は横書きにして、1 間につき 1 枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、 交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
- 6. 問題の内容についての質問には、応じません。
- 7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
- 8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 第1問

次の事例におけるX・Y・Zの罪責を論じなさい。

Xは、手下のY・Zを使って侵入盗を繰り返していたところ、Xは、A宅に現金、貴金属が多く保管されていること、そしてA家では、年末年始に旅行に出かけて居宅を留守にする習慣があることを知った。そこで、Xは、Y・Zに対し、①12月31日の夜、A宅のガラス窓を破って侵入すること、②A宅内から現金、貴金属を盗み出し、盗んだものを自分のところに持ってくること、③しかし、万一A宅に家人がいるようであれば、侵入は控えること、を指示した。Y・Zは、Xの指示どおりに盗みを実行に移すことにし、12月31日の夜、A宅の前まで行った。しかし、予想に反してA宅には人がいる気配があったので、侵入をあきらめた。

それでもYは、手柄を立ててXから認められたいという気持ちから、どこかで現金か貴金属を盗みたいと考え、付近で侵入できそうな住宅を探したところ、B宅が留守であることがわかったので、Zに対し、B宅に侵入して現金を取ろうと提案した。Zも、手ぶらで帰るわけにはいかないと思っていたので、これを了承し、Y・ZはB宅に侵入することにした。

そこで、ZがB宅のガラス窓を破り、YとZがB宅に侵入して金品を物色し、そこで発見した現金と宝石をそれぞれポケットに入れた。そこへ、Bが帰宅し、Yらを見つけて「泥棒!」と叫びながら向かってきた。これに対してYも、Bに向かって行ったので、Zは、とっさに力添えしようとして、いっしょにBを上から押さえつけた。Yは、さらに、Bの腕を蹴り始めた。これを見たZは、Xからは盗みの指示を受けただけだったので、Yに対し「やめろ、けがをさせるのはまずい。」と言いながら、左手でBの体を抑え込みつつ、右腕でYの体を押して遠ざけようとしたが、Yはやめようとしなかった。そこで、Zは、「おれは、関係ないからな。後は知らないぞ。」と叫んで、BとYを残してB宅から逃走した。Yは、Zの言うことはわかっていたが、Bにつかまりたくない一心で、Bの腕を革靴で数回踏みつけ、Bに腕の骨を折る傷害を負わせた上、B宅から逃走した。

第2問

小問1、2、3の配点は2.5:1:4である。

検察官は、次のような事実を主張している。被告人Xは、構成員7名ほどからなるグループを率いて、いわゆる振り込め詐欺に類する犯行を繰り返していた。2012年11月16日、Xは、甲市の職員になりすまして同市に住む70歳のV女に電話をかけ、「過去5年間、市役所の計算間違いのため、あなたから固定資産税を取り過ぎていた。これを精算するために、あなたの銀行口座に市から70万円を返金したい。そのためには、あなた自身にATMを操作して簡単な手続をしてもらう必要がある。操作方法を教えるので、ATMに行ってから携帯電話をかけてくれ。」と持ちかけた。それを信じたVは、自分の預金口座があるA銀行のATMが自宅近くに設けられているところに行って、Xに電話を返した。Xは、電話を通して、VにATMの操作方法を指示し、Vは言われたままに操作した。その結果、自分の口座から送金をすることになるという認識がVにはないまま、Vの口座からXが管理するB銀行の預金口座に30万円が振り込み送金された。B銀行のコンピューターの記憶装置には、Xの管理する口座への30万円の入金が記録された。

小問1 検察官が主張する事実を前提にして、11月16日の行為について、Xの 罪責を説明しなさい。

Xは、このほかにも10件ほどの同種事犯について同時に起訴されている。罪状認否において、Xは起訴されたすべての事件について関与を否認した。検察官は、Yの検察官面前供述調書の証拠調べを請求した。そこには、次のような趣旨の供述が書かれていた。「自分はXの指示に従って、騙しやすそうな対象者を探す役目をしていた。Xが起訴された犯行のなかで3人の被害者について、自分がその名前と電話番号を探り出してXに伝えた。」Xの弁護人は、この請求に対して「不同意」の意見を述べた。検察官はYの証人尋問を請求し、裁判所はこれを採用した。Yは、公判期日にまず検察官の主尋問を受けた。

小問2 Yは、法律上、検察官の尋問に対して、答えを拒むことができるか。

Yは検察官の主尋問に答えて、検察官に対する供述調書と同趣旨の証言をした。弁護人の反対尋問に対してYは、①検察官から「Xに対する被告事件の公判で真実を隠さずに証言すれば、Yに対する起訴は、1件の犯行だけに絞る。」と約束されたこと、②そして現実に1件の犯行だけについてYは起訴され、第1回公判期日を待つ状態にあることを供述した。

小問3 Xの弁護人は、Yの証言をXに対する証拠から排除するべきであると主張した。あなたが裁判官であれば、それに対してどう判断するか。